

令和5年産水稻の損害評価の特例措置実施方法

【半相殺方式】

1 農家申告抜取調査圃場の特例措置

耕地ごとに検見又は実測調査により収量を見積もり、見込収穫量を算定。通常水稻共済は、1.85 mmでふるい選別しふるい目上に残る米を玄米とし見込収穫量を算定する。

現地評価した玄米が規格外相当の場合は、白未熟粒を取り除くなど3等相当になるまで調製し、市町村単位に単収差を求め見込収穫量から減算する。

2 収穫後被害申告圃場の特例措置

作物統計調査における当年の統計単収と平年単収との差と1で求めた市町村ごとの単収差のいずれか少ない量を基準単収から減算する。

【全相殺方式】

出荷伝票等を確認し、玄米を三等以上相当と規格外米相当とに区分し、規格外相当となった玄米について、半相殺方式で求めた、市町村ごとの修正率を用い収穫量を算定する。